

月十一日以後に取得（建設及び製作を含む。）をする第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

（相続税法等の特例に関する経過措置）

第九条 施行日前に平成二十三年三月十日以前の相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）に係る相続税又は平成二十二年分の贈与税につき第三十四条第三項に規定する申告書を提出した者及び施行日前に当該相続税又は贈与税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、その更正後の事項）につき第四章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、
税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(被災自動車の使用者であつた者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税に関する経過措置)

第十条 第四十六条第一項の規定により自動車重量税が免除される同項に規定する検査自動車で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に同項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車につき自動車重量税が納付されている場合には、当該納付された自動車重量税については、当該納付された自動車重量税を自動車重量税法第十六条第一項第二号に規定する過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

(印紙税の非課税に関する経過措置)

第十一条 第四十七条又は第四十八条第一項の規定により印紙税を課さないこととされるこれらの規定に規定する消費貸借に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号口中「及び第三十五条」を「第三十五条、第五百五十六条の二（第十六条の改正規定（同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）及び第二十四条の改正規定（同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）に限り。）並びに第五百五十六条の三第二項及び第三項」に改め、同条第十号中「第二百二十五条第二項」の下に「第五百五十六条の二（第十五条第一項の改正規定（「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。）及び第二十三条第一項の改正規定（「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）に限り。）を加える。」を加える。

附則第五百五十六条の次に次の二条を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第五百五十六条の二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年

法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七条第六項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第八条第二項中「第四十一条の十八の三」を「第四十一条の十八の二第一項」に改め、「の百分の二」十五に相当する金額」の下に「(租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項中「特定寄附金の額」を「特定寄附金等の金額」に改める。

第十五条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「第四十二条の七第七項」を削り、「第四十二条の十第五項」の下に「第四十二条の十一第五項」を加え、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十六条第二項中「更正が」を「同法第三百三十三条第一項に規定する更正等が」に、「更正に」を

「更正等に」に改め、同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に「（同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあっては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）とする。」を加える。

第十七条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十三条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十四条第二項中「更正が」を「同法第三百三十三条第一項に規定する更正等が」に、「更正に」を「更正等に」に改め、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に「（同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）とする。）」を加える。

第二十五条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十四条第一項中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十六条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する

る法律」に改める。

第三十八条第一項中「贈与」の下に「(平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間にあっては、同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与)」を加え、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十二条第一項及び第四項、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第九条中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十六条の三 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「新震災特例法」という。)第八条の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用する。

2 新震災特例法第十六条第四項及び第二十四条第五項の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をする新震災特例法第十六条第二項及び第二十四条第二項の規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

3 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした前条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項及び第二十四条第二項の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。